

教 健 体 第 1 0 9 6 号
令和2年(2020年)3月27日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長 様
札幌市を除く各市町村教育委員会教育長

北海道教育委員会教育長 佐 藤 嘉 大

小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等の再開に当たっての留意事項について(通知)

このことについて、「令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について」(令和2年3月24日付け教健体第1067号通知)及び「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等に関するQ&Aの送付について(3月26日時点)」(令和2年3月27日付け事務連絡)を送付したところですが、本道においては、依然として新型コロナウイルス感染症の流行が収束しておらず憂慮すべき状態が続いていることを踏まえ、感染症対策を徹底した上で、新学期から安全に教育活動を実施するために留意すべき事項などについて、次のとおり通知しますので、所管する学校に周知するなど、適切に対応してください。

なお、今後、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の見解等を踏まえ、随時、道教委の考え方を通知することを申し添えます。

記

1 基本的な感染症対策

- (1) 児童生徒等の健康観察については、「健康観察シート」(別紙1)の様式例を校種等に応じて適宜変更し、毎日、登校時に教職員が児童生徒等の健康状態を確認すること。
なお、教職員についても、管理職員が健康状態を確実に把握し、適切に対応すること。
- (2) 手洗いや咳エチケットを徹底するとともに、校内では、飛沫を飛ばさないため、マスクを着用すること。
- (3) 教室内の温度を適切に管理しつつ、休み時間ごとに2方向のそれぞれ1つ以上の窓を広く開け、こまめな換気を心掛けること。
- (4) 校舎等の消毒に当たっては、「校舎等の消毒について」(別紙2)を参考に行うこと。

2 教育活動の実施等に当たっての留意事項

- (1) 教育課程に関すること
 - ア 臨時休業に伴い、指導できなかった学習内容については、次年度、進級した学年又は進学した学校において、補充のための授業を行うこと。
 - イ 補充のための授業を行う際は、学年間、学校間での引継ぎを十分に行い、次年度の教育課程を工夫し効果的な指導を行うこと。
 - ウ 必要に応じて補充的な学習などの個に応じた指導や教育課程に位置付けない補習等の取組を行うこと。
 - エ 転出・転入する児童生徒についても、同様に学校間の引継ぎを十分に行い、児童生徒に不利益が生じないように配慮すること。
- (2) 授業の実施に関すること

ア 大声や集団での発声を控えるよう指導すること。

イ 児童生徒等が向かい合わせにならないようにすること。

なお、具体的な取組については、「学校再開のための具体的な取組」（別紙3）のとおりであること。

(3) 学校行事等の実施に関すること

ア 「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和2年3月19日新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）を踏まえ、保護者の授業参観、PTA総会等は、当面の間、控えること。

イ 入学式及び始業式については、卒業式と同様に実施すること（令和2年3月4日付け教義第1471号参照）。

なお、実施に当たっては、次の事項に留意すること。

(ア) 体育館を利用しても十分なスペースを確保できない場合は、例えば、実施時間に差を設け、適切な児童生徒数にするなどして実施すること。

(イ) 保護者については、原則として、参加を見合わせる。ただし、小学校（特別支援学校幼稚部及び小学部を含む。）では、児童の発達の段階を考慮し、例えば、一家庭の保護者の人数を制限するなどして参加を可能とすること。

また、児童生徒等の障がいの状態などにより、保護者の送迎や付添い等を要する場合は、人数を極力抑えた上で、出席を可能とすること。

(ウ) 小規模校等において、保護者が式典に参加しても会場に十分なスペースを確保できる場合は、感染症対策を徹底した上で実施すること。

(エ) 新入生への教科書配付や保護者への説明などは、式終了後に体育館で短時間で行うなどして、教室に児童と保護者が同時に入室し密集した状態にならないよう留意すること。

ウ 運動会（体育祭）や文化祭等の実施に当たっては、学校再開後の状況等を踏まえ、別途実施の留意点をまとめ、通知する。

(4) 学校給食等に関すること

ア 各学校で作成の「日常の給食指導の要領」に基づき、事前に全教職員が研修を行った上で、児童生徒等に対し、衛生管理等について適切に指導すること。

イ 喫食中は、机の上にハンカチ等を置いて、いつでも使用できるようにするなど、咳エチケットを徹底すること。

ウ 配食の前に机上进行を清拭すること。

エ 配食は、給食当番など特定の者に限定することとし、清潔なエプロン、マスク、帽子を着用させること。また、学級担任等は、国の定める学校給食衛生管理基準に基づき、配食を行う者の健康状況、身支度、手洗いの確認を行い、「健康観察票」（別紙4）に記録すること。

オ 学校給食調理場等においては、再開日までに学校薬剤師等による定期衛生検査を実施すること。

カ 学校給食従事者（受配校の配膳員、配送車職員を含む。）、寄宿舎の調理員、賄いの請負業者等は、個人別健康観察記録表に「検温、咳、倦怠感等」を加えて、確認、記録すること。

(5) 部活動に関すること

ア 部活動の活動時間等（休養日や活動時間の設定及び大会等の参加）については、「北海道の部活動の在り方に関する方針」を厳守すること。

イ 活動内容によっては、生徒等の感染リスクを可能な限り減らすための十分な配慮を行うこと。

なお、具体的な取組については、「学校再開のための具体的な取組」（別紙3）のとおりであること。

(6) 心のケアに関すること

ア 学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察・健康相談等を実施すること。

なお、児童生徒等の心とからだの状態を客観的に把握する、「臨時休業に係る児童生徒の『心とからだのチェックリスト』について」（令和2年3月12日付け事務連絡）なども参考にすること。

イ スクールカウンセラー等や24時間無料で電話相談ができる「子ども相談支援センター」を活用すること。

ウ 学校再開までの生活については、「学年末・学年始め休業中及び新年度に向けた生徒指導等について」（令和2年3月24日付け教生学第1119号）を参照すること。

(7) その他

ア 児童生徒等の定期健康診断については、「新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた学校保健安全法に基づく児童生徒等及び職員の健康診断の実施等に係る対応について」（令和2年3月19日付け事務連絡）に基づき、校長又は学校設置者が、実施時期や実施方法について、学校医や学校歯科医等の意見を十分確認の上、対応すること。なお、留意事項については、「児童生徒等の定期の健康診断実施上の留意事項」（別紙5）のとおりであること。

イ スクールバスの運行に当たっては、次の実施方法を参考とすること。

(ア) 車内ではマスクを着用するほか、可能な限り座席を離すなど、スペースを十分確保するとともに、できるだけ会話を控えるよう、指導すること。

(イ) 児童生徒等が乗車するまでの間、窓を開けて換気を実施すること。

(ウ) 必要に応じ、添乗する職員等が児童生徒等の健康状態を確認するとともに、乗車に関する指導を行うこと。

(エ) 「校舎等の消毒について」（別紙2）を参考に、定期的に消毒すること。

ウ 道立学校の寄宿舎における対応については、次の事項に留意すること。

(ア) 児童生徒等に対し、毎日朝晩の検温及び風邪症状の確認などの感染症対策を舎内で徹底するよう指導するとともに、食事の際に飛沫を飛ばさないよう向かい合わせにしないなど、舎内の保健管理や環境衛生を良好に保つこと。

(イ) 特別支援学校においては、障がいの状態等に応じて、寄宿舎指導員が児童生徒等の健康観察を行うほか、必要に応じて感染症対策を講じるなど、学校や児童生徒等の実情に応じて対応すること。

(ウ) 宿日直を行う職員（教員、寄宿舎指導員等）には、勤務前の検温及び風邪症状を確認した上で任に就かせること。また、宿日直業務中の手洗いや咳エチケットを徹底すること。

3 出席停止の取扱いについて

次のとおり取り扱うこと。なお、次の(1)から(3)までの場合、本人（保護者を含む。）の同意のもと、直ちに当該情報を学校設置者あて情報提供するよう、道教委から道保健福祉部（保健所等）に要請中であること。

(1) 児童生徒等の感染が判明した場合、治癒するまでの間、「学校保健安全法第19条による出席停止」とすること。

(2) 児童生徒等が濃厚接触者となった場合、14日間の「出席停止」とすること。

(3) 児童生徒等と同居する家族が濃厚接触者となった場合、当該濃厚接触者の健康状態の観察が終了するまでの間、「出席停止」とすること。

- (4) 児童生徒等に発熱等の風邪の症状が見られるときは、「出席停止」又は「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として取り扱うこと。
- (5) 基礎疾患等がある児童生徒等が登校すべきではないと判断された場合は、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」として取り扱うこと。

4 臨時休業の取扱いについて

(1) 臨時休業の判断について

児童生徒等又は教職員の感染が判明した場合、市町村教育委員会は、都道府県等の衛生主管部局からの助言を踏まえ、臨時休業の必要性等について検討し、判断すること。

なお、道立学校においても道教委が同様に判断すること。

(2) 家庭学習について

ア 学習に著しい遅れが生じることのないよう、可能な限り、家庭学習を課す等の必要な措置を講じること。

イ 児童生徒の家庭学習が円滑に進むよう、学校及び児童生徒の実態等を踏まえて、教科書と併用できる適切な教材を提供すること。

ウ 家庭学習を課す際に文部科学省「子供の学び応援サイト」や道教委「チャレンジテスト」、千歳科学技術大学のeラーニング等の活用も考えられること。

エ 児童生徒が生活リズムを整えながら、自学自習することができるよう、電話や家庭訪問等により適宜指導すること。

総務政策局総務課
総務政策局教育政策課
学校教育局高校教育課
学校教育局義務教育課
学校教育局特別支援教育課
学校教育局教育環境支援課
学校教育局健康・体育課
学校教育局生徒指導・学校安全課
教職員局福利課